

## 会員規約の一部改定について

(改定日：2024/2/1)

### 1. 適用開始日

2024/2/1

### 2. 改定対象

- ・ ローズカードJCB会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ プラチナローズカード JCB 会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ プラチナローズカード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ コープいよてつ JCB カード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ いよてつカード Spica(すぴか) JCB 会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ いよてつカード Spica（すぴか） 会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ わいわいカード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ スペースイメージ会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ ウフカード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ アトランティックカード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ 1118 カード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）
- ・ HANA カード会員規約  
第8条第3項（取引時確認）、第9条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）  
第10条第1項第2文（届出事項の変更）、第30条第1項（カードの使用停止と返却）

## 3. 改定内容

(取引時確認)

改定前	改定後
8 (3) 新設	8 (3) 当社は、会員が入会した後、会員が当社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、当社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

(マネー・ローンダリング等の禁止)

改定前	改定後
新設	会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

(カードの使用停止と返却)

改定前	改定後
1 (8) 会員が当社の業務を妨害した場合。	<p>1 (8) 会員が自ら第三者を利用して、当社または委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」という。）に対して以下の①から⑤のいずれかの行為をした場合。</p> <p>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、従業員等の人格を攻撃する言動または従業員等個人に対する攻撃的言動・要求。</p> <p>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または従業員等の業務に支障が生じるような対応の要求。</p> <p>③上記①②のほか、従業員等の心身または就業環境を害するおそれのある行為。</p> <p>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求。</p> <p>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為。</p> <p>〔以下新設〕</p> <p>(9) 会員が死亡したことを当社が知った場合、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあった場合。</p> <p>(10) 会員が第9条の2に違反したと当社が合理的に判断した場合、または会員が第10条第2項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第8条第3項に基づく当社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかった場合。</p> <p>(11) 当社が会員に対して送付したカードについて、当社所定期間内に受領されない場合。</p> <p>(12) 海外ギャンブル（カジノ等）、海外宝くじ取引等にショッピング利用可能枠を利用した場合。</p>